

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月21日

【会社名】 株式会社アストロスケールホールディングス

【英訳名】 Astroscale Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 グループCEO 岡田 光信

【本店の所在の場所】 東京都墨田区錦糸四丁目17番1号

【電話番号】 03-3626-0085

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員 グループCFO 松山 宜弘

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区錦糸四丁目17番1号

【電話番号】 03-3626-0085

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員 グループCFO 松山 宜弘

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	4,299,677,200円
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	16,300,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株式及び新株予約権付社債の募集条件、その他新株式及び新株予約権付社債の発行に関し必要な事項が2026年5月20日に決定され、また、2026年5月21日付で臨時報告書の訂正報告書を提出しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)(短期社債を除く。)

(新株予約権付社債に関する事項)

6 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

1. 海外市場における2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の募集について

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(2) 割当予定先の選定理由

(3) 割り当てようとする株式の数

3 発行条件に関する事項

(1) 本株式

(2) 本新株予約権付社債

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	2,523,473株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書により募集する当社普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行(以下、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。)の発行と併せ「本第三者割当」といいます。)は、2026年5月19日開催の当社取締役会決議により行われるものであります。
2. 当社は、割当予定先であるヒューリック株式会社(以下「ヒューリック」といいます。)及びスカパーJ S A T株式会社(以下「スカパーJ S A T」といい、ヒューリック及びスカパーJ S A Tを、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)との間で、2026年6月2日付で本株式に係る株式引受契約を、ヒューリックとの間で2026年6月2日付で本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債引受契約(以下、本株式に係る株式引受契約及び本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債引受契約を個別に又は総称して「本出資契約」といい、当該契約に基づく資本提携を「本資本提携」といいます。)を締結いたします。また、当社は、スカパーJ S A Tとの間で、2026年6月2日付で業務提携に関する合意書(以下「本業務提携合意」といい、当該合意に基づく業務提携を「本業務提携」といいます。)を締結いたします。
3. 発行数は、本株式が、1株当たり下記「2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載の発行価格の見込額(1,704円)で発行されると仮定した場合の見込数であり、本株式の割当予定先であるヒューリック及びスカパーJ S A Tのそれぞれに対する割当予定金額である35億円及び8億円(以下、個別に又は総称して「割当予定金額」といいます。)をそれぞれ当該発行価格の見込額で除した数(100株未満切捨て)の合計として算出しております。実際の発行数は、2026年5月20日(以下「条件決定日」といいます。)に、下記「2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」(注)2に記載の方法により当社取締役会決議により決定される発行価格で割当予定金額を除いて得られる数(100株未満切捨て)を基礎として、当社取締役会決議により決定します。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	2,486,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書により募集する当社普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行(以下、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。)の発行と併せ「本第三者割当」といいます。)は、2026年5月19日開催及び2026年5月20日開催の当社取締役会決議により行われるものであります。
2. 当社は、割当予定先であるヒューリック株式会社(以下「ヒューリック」といいます。)及びスカパーJ S A T株式会社(以下「スカパーJ S A T」といい、ヒューリック及びスカパーJ S A Tを、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)との間で、2026年6月2日付で本株式に係る株式引受契約を、ヒューリックとの間で2026年6月2日付で本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債引受契約(以下、本株式に係る株式引受契約及び本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債引受契約を個別に又は総称して「本出資契約」といい、当該契約に基づく資本提携を「本資本提携」といいます。)を締結いたします。また、当社は、スカパーJ S A Tとの間で、2026年6月2日付で業務提携に関する合意書(以下「本業務提携合意」といい、当該合意に基づく業務提携を「本業務提携」といいます。)を締結いたします。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 3の全文削除及び4の番号変更

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,523,473株	4,299,997,992	2,149,998,996
一般募集			
計(総発行株式)	2,523,473株	4,299,997,992	2,149,998,996

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行数については、上記「1 新規発行株式」(注)3をご参照ください。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。発行価額の総額は、上記発行数に発行価額の見込額を乗じた額を記載しており、また、資本組入額の総額は、発行価額の総額の当該見込額に基づき記載しております。実際の発行価額の総額は、条件決定日付の当社取締役会決議により決定される最終的な発行新株式数に、最終的な発行価格を乗じた額として、また、資本組入額の総額は、実際の発行価額の総額に基づき条件決定日付の当社取締役会決議により決定します。なお、発行価額の総額の当該見込額に基づく増加する資本準備金の額は2,149,998,996円であります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,486,800株	4,299,677,200	2,149,838,600
一般募集			
計(総発行株式)	2,486,800株	4,299,677,200	2,149,838,600

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。なお、増加する資本準備金の額は2,149,838,600円であります。

(注) 2の全文削除及び3の番号変更

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,704	852	100株	2026年6月5日		2026年6月5日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。発行価格は、2026年5月19日開催の当社取締役会において見込額として決定したのですが、条件決定日に、同日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を参照の上、割当予定先との協議を踏まえて、会社法第199条第1項で求められる当社取締役会決議により決定し、また、資本組入額は、当該発行価格に基づき当社取締役会決議により決定します。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、当社と各割当予定先との間でそれぞれ総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに各割当予定先との間でそれぞれ総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなないこととなります。
5. 本第三者割当は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件としております。
6. 当社の2026年5月19日開催の取締役会決議に基づく海外一般募集による株式会社アストロスケールホールディングス2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行又はヒューリックに対する第三者割当による本新株予約権付社債の発行が中止となる場合には、ヒューリックに対する本株式の割当では中止します。

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,729	864.5	100株	2026年6月5日		2026年6月5日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、当社と各割当予定先との間でそれぞれ総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに各割当予定先との間でそれぞれ総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなないこととなります。
5. 本第三者割当は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件としております。
6. 当社の2026年5月19日開催の取締役会決議に基づく海外一般募集による株式会社アストロスケールホールディングス2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行又はヒューリックに対する第三者割当による本新株予約権付社債の発行が中止となる場合には、ヒューリックに対する本株式の割当では中止します。

4 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)(短期社債を除く。)]

(訂正前)

(新株予約権付社債に関する事項)

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。 転換価額は、当初、株式会社アストロスケールホールディングス2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る当初の転換価額と同一の金額とする。 一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近の終値)をいう。
----------------	--

(後略)

(訂正後)

(新株予約権付社債に関する事項)

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。 転換価額は、当初2,208円とする。 一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近の終値)をいう。
----------------	--

(後略)

6 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
20,599,997,992	150,000,000	20,449,997,992

(注) 1. 払込金額の総額は、本株式が1株当たり上記「2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載の発行価格の見込額(1,704円)で発行されると仮定した場合の見込額です。本株式の最終的な払込金額の総額は、条件決定日に決定されます。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、開示書類作成費用、評価算定費用等の合計額です。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
20,599,677,200	150,000,000	20,449,677,200

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、開示書類作成費用、評価算定費用等の合計額です。

(注) 1の全文削除並びに2及び3の番号変更

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

(前略)

CB(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債)の発行
今回の資金調達において、調達額の大部分をCB(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債)によって実施する予定です。これは、低金利を活用しつつ、即時の希薄化を回避できる手法として、既存株主の株式価値に配慮した選択であると考えております。

発行するCB全体のうち約6割については、当社普通株式を割り当てる戦略投資家のうち1社に割り当てる予定です(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)。当該投資家は、当社グループの中長期的な企業価値向上を前提とした戦略投資家としての位置づけであり、投機的な取引を目的とするものではありません。

また、今回発行するCBのうち残りについては、上記戦略投資家に割り当てる予定の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と同様の発行条件にて、海外市場における一般募集により発行いたします(2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債)。これは、当社グループの成長性を中長期で評価する投資家層の拡大、グローバルな資本市場における当社グループの認知度・評価の向上を目的としたものです。なお、CBの発行条件については、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案した上で、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件を決定し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件については、これと同様のものといたします。

(後略)

(訂正後)

(前略)

CB(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債)の発行
今回の資金調達において、調達額の大部分をCB(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債)によって実施する予定です。これは、低金利を活用しつつ、即時の希薄化を回避できる手法として、既存株主の株式価値に配慮した選択であると考えております。

発行するCB全体のうち約6割については、当社普通株式を割り当てる戦略投資家のうち1社に割り当てる予定です(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)。当該投資家は、当社グループの中長期的な企業価値向上を前提とした戦略投資家としての位置づけであり、投機的な取引を目的とするものではありません。

また、今回発行するCBのうち残りについては、上記戦略投資家に割り当てる予定の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と同様の発行条件にて、海外市場における一般募集により発行いたします(2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債)。これは、当社グループの成長性を中長期で評価する投資家層の拡大、グローバルな資本市場における当社グループの認知度・評価の向上を目的としたものです。なお、CBの発行条件については、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案した上で、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件を決定し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件については、これと同様のものといたしました。

(後略)

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 海外市場における2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の募集について

(訂正前)

当社は、2026年5月19日開催の当社取締役会決議において、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議しております。詳細につきましては、2026年5月19日提出の臨時報告書をご参照ください。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に係る当初転換価額は、2026年5月20日に決定いたします。2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行が中止となる場合は、ヒューリックに対する第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行も中止いたします。また、ヒューリック若しくはスカパーJ S A Tに対する第三者割当による新株式の発行又はヒューリックに対する第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が中止となる場合には、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行も中止いたします。

(訂正後)

当社は、2026年5月19日開催の当社取締役会決議において、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議しております。詳細につきましては、2026年5月19日提出の臨時報告書及び2026年5月21日提出の臨時報告書の訂正報告書をご参照ください。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に係る当初転換価額は、2026年5月20日に決定いたしました。2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行が中止となる場合は、ヒューリックに対する第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行も中止いたします。また、ヒューリック若しくはスカパーJ S A Tに対する第三者割当による新株式の発行又はヒューリックに対する第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が中止となる場合には、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行も中止いたします。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(2) 割当予定先の選定理由

資本提携及び業務提携の内容等

(訂正前)

(前略)

(a) 本資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、ヒューリックに対し、当社普通株式2,053,990株（本第三者割当後の持株比率4.14%）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式の総数は8,615,221株）、スカパーJ S A Tに対し、当社普通株式469,483株（本第三者割当後の持株比率0.34%）を割り当てる予定です。なお、上記の割当予定株式数は、本株式が上記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載の発行価格の見込額（1,704円）で発行されると仮定し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額が2026年5月18日における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）である1,892円と同額になると仮定した場合の見込数です。本第三者割当の詳細については、上記「第1 募集要項」をご参照ください。

また、本出資契約において、割当予定先は、本第三者割当後、本株式（ヒューリックについては本株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）の全部若しくは一部を第三者に譲渡、移転、承継、担保設定その他の処分し若しくはその合意を行う場合、又は当社の株式を新たに取得し若しくはその合意を行う場合には、3か月前までにその旨及び詳細を当社に対して事前に通知することを合意しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(a) 本資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、ヒューリックに対し、当社普通株式2,024,200株（本第三者割当後の持株比率4.12%）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式の総数は7,382,246株）、スカパーJ S A Tに対し、当社普通株式462,600株（本第三者割当後の持株比率0.33%）を割り当てる予定です。本第三者割当の詳細については、上記「第1 募集要項」をご参照ください。

また、本出資契約において、割当予定先は、本第三者割当後、本株式（ヒューリックについては本株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）の全部若しくは一部を第三者に譲渡、移転、承継、担保設定その他の処分し若しくはその合意を行う場合、又は当社の株式を新たに取得し若しくはその合意を行う場合には、3か月前までにその旨及び詳細を当社に対して事前に通知することを合意しております。

(後略)

(3) 割り当てようとする株式の数

(訂正前)

本株式及び本新株予約権付社債の目的である株式の総数は11,138,694株です。当社は、各割当予定先に以下に記載する株数を割り当てます。

ヒューリック 当社普通株式 2,053,990株

当社新株予約権付社債 8,615,221株

スカパーJ S A T 当社普通株式 469,483株

(注) 上記の割当予定株式数は、本株式が上記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載の発行価格の見込額(1,704円)で発行されると仮定し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額が2026年5月18日における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)である1,892円と同額になると仮定した場合の見込数です。

(訂正後)

本株式及び本新株予約権付社債の目的である株式の総数は9,869,046株です。当社は、各割当予定先に以下に記載する株数を割り当てます。

ヒューリック 当社普通株式 2,024,200株

当社新株予約権付社債 7,382,246株

スカパーJ S A T 当社普通株式 462,600株

3 【発行条件に関する事項】

(1) 本株式

(訂正前)

(a) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本第三者割当により発行される当社普通株式の発行価格は、条件決定日(2026年5月20日)に、同日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を参照の上、割当予定先との協議を踏まえて、会社法第199条第1項で求められる当社取締役会決議により決定します。

前記「第1 募集要項 6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本株式の発行においては、本株式の発行決議に係る公表と同時にスカパーJ S A Tとの本業務提携が公表されており、当該公表を受けての株価の変動も予想されます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響も織り込むため、本株式の発行価格を、当該公表の翌取引日である条件決定日(2026年5月20日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を参照の上、割当予定先との協議を踏まえて、決定することといたしました。

この点、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)においては、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であることと規定されているところ、本株式の発行決議に係る公表と同時に公表されたスカパーJ S A Tとの本業務提携などを織り込んだ条件決定日の株価を参照することは、より当社の企業価値を反映した株価を基準とするものであることから、当社は、発行決議日時点において、かかる本株式の発行価格の決定方法は合理的であると判断しております。

また、当社監査役4名(うち社外監査役3名)全員から、当該決定方法に基づき本株式の発行価格を決定するとした取締役の判断については、法令に違反する重大な事実認められない旨の意見を得ております。

(b) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本書提出日現在における本第三者割当により発行する普通株式数の見込数は2,523,473株(議決権の数25,233個)であり、2026年4月30日時点における当社の発行済普通株式総数135,905,600株(総議決権数1,356,336個)に対する割合は1.86%となり、既存株主に対して希薄化が生じます。なお、本第三者割当により発行する普通株式数の見込数2,523,473株(議決権の数25,233個)に、2026年5月18日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,892円を当初転換価額として計算した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数13,900,633株(議決権の数139,006個)を加えた株式数は16,424,106株(議決権の数164,239個)であり、2026年4月30日時点における当社の発行済普通株式総数135,905,600株(総議決権数1,356,336個)に対する割合は12.08%となります。

しかしながら、新株式の第三者割当の調達資金を活用した生産設備拡充による受注拡大等により当社の収益拡大及び収益性の改善を図り、市場の期待に応える成長を目指すことのできる資本関係を割当予定先との間で構築することが、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、最終的に株主価値の向上に資するものと考えております。また、割当予定先が本第三者割当により取得する本株式については、中長期的にわたり保有する方針であることを確認していることから、割当予定先が取得した本株式が短期的に株式市場へ流出し当社株価が下落することはないものと考えております。

以上より、新株式の第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(訂正後)

(a) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本第三者割当により発行される当社普通株式の発行価格は、条件決定日(2026年5月20日)に、同日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を参照の上、割当予定先との協議を踏まえて、会社法第199条第1項で求められる当社取締役会決議により決定しました。

前記「第1 募集要項 6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本株式の発行においては、本株式の発行決議に係る公表と同時にスカパーJ S A Tとの本業務提携が公表されております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響も織り込むため、本株式の発行価格を、当該公表の翌取引日である条件決定日(2026年5月20日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(1,920円)を参照の上、割当予定先との協議を踏まえて、当該終値の90.05%に相当する金額である1,729円に決定いたしました。

なお、本株式の払込金額は、2026年5月20日までの直前1か月間の当社普通株式の終値の単純平均値である1,607円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して7.59%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3か月間の終値の単純平均値である1,254円に対して37.88%のプレミアム、同直前6か月間の終値の単純平均値である1,034円に対して67.21%のプレミアムとなる金額です。

この点、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)においては、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であることと規定されているところ、本株式の発行決議に係る公表と同時に公表されたスカパーJ S A Tとの本業務提携などを織り込んだ条件決定日の株価を参照することは、より当社の企業価値を反映した株価を基準とするものであり、本株式の払込金額を当該条件決定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(1,920円)の90.05%に相当する金額である1,729円とすることは上記指針に準拠したものであることから、当社は、本株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額ではないと判断しております。

また、当社監査役4名(うち社外監査役3名)全員から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である取引所終値を基準として決定したものであることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(b) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行する普通株式数は2,486,800株(議決権の数24,868個)であり、2026年4月30日時点における当社の発行済普通株式総数135,905,600株(総議決権数1,356,336個)に対する割合は1.83%となり、既存株主に対して希薄化が生じます。なお、本第三者割当により発行する普通株式数2,486,800株(議決権の数24,868個)に、当初転換価額(2,208円)で計算した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数11,911,231株(議決権の数119,111個)を加えた株式数は14,398,031株(議決権の数143,979個)であり、2026年4月30日時点における当社の発行済普通株式総数135,905,600株(総議決権数1,356,336個)に対する割合は10.59%となります。

しかしながら、新株式の第三者割当の調達資金を活用した生産設備拡充による受注拡大等により当社の収益拡大及び収益性の改善を図り、市場の期待に応える成長を目指すことのできる資本関係を割当予定先との間で構築することが、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、最終的に株主価値の向上に資するものと考えております。また、割当予定先が本第三者割当により取得する本株式については、中長期的にわたり保有する方針であることを確認していることから、割当予定先が取得した本株式が短期的に株式市場へ流出し当社株価が下落することはないものと考えております。

以上より、新株式の第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(2) 本新株予約権付社債

(訂正前)

(a) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額は、本社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち社債部分をいいます。以下、本(2)において同じです。)の額面100円につき100円とし、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額は、当初、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と同様の条件において同時に発行される2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額と同額になる予定です。第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額は本社債の額面金額と同額であり、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と同様の条件において同時に発行される2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額と同額になる予定であるところ、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額は投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の払込金額が特に有利な金額に該当しない範囲で適正に決定される予定であることから、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額は割当予定先に特に有利な金額には該当せず、合理的であると判断しております。

なお、当社監査役は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件は割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を全員一致で表明しております。

(b) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、2026年5月18日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,892円を当初転換価額として計算した場合、2026年4月30日現在の当社の普通株式の発行済株式総数135,905,600株の6.34%(総議決権数1,356,336個の6.35%)となり、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合、1株当たりの株式価値の希薄化が生じません。なお、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数に、本第三者割当により発行する普通株式数の見込数2,523,473株(議決権の数25,233個)及び2026年5月18日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,892円を当初転換価額として計算した2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数5,285,412株(議決権の数52,854個)を加えた株式数は16,424,106株(議決権の数164,239個)であり、2026年4月30日時点における当社の発行済普通株式総数135,905,600株(総議決権数1,356,336個)に対する割合は12.08%となります。

しかしながら、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行とその後の転換の実現により、財務基盤の健全性を維持すると同時に、事業の成長投資を積極的に進めることで中長期的な企業価値向上に資すると考えております。従って、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行は、転換が生じる場合には一時的な1株当たりの株式価値の希薄化が生じるものの、中長期的な観点からは株主の利益の維持及び向上に繋がるため、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(訂正後)

(a) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額は、本社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち社債部分をいいます。以下、本(2)において同じです。)の額面100円につき100円とし、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額は、当初、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と同様の条件において同時に発行される2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額と同額の2,208円と決定しました。第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額は本社債の額面金額と同額であり、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と同様の条件において同時に発行される2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額と同額であるところ、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額は投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の払込金額が特に有利な金額に該当しない範囲で適正に決定されていることから、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額は割当予定先に特に有利な金額には該当せず、合理的であると判断しております。

なお、当社監査役は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件は割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を全員一致で表明しております。

(b) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、当初転換価額(2,208円)で計算した場合、2026年4月30日現在の当社の普通株式の発行済株式総数135,905,600株の5.43%(総議決権数1,356,336個の5.44%)となり、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合、1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。なお、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数に、本第三者割当により発行する普通株式数2,486,800株(議決権の数24,868個)及び当初転換価額(2,208円)で計算した2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数4,528,985株(議決権の数45,289個)を加えた株式数は14,398,031株(議決権の数143,979個)であり、2026年4月30日時点における当社の発行済普通株式総数135,905,600株(総議決権数1,356,336個)に対する割合は10.59%となります。

しかしながら、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行とその後の転換の実現により、財務基盤の健全性を維持すると同時に、事業の成長投資を積極的に進めることで中長期的な企業価値向上に資すると考えております。従って、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行は、転換が生じる場合には一時的な1株当たりの株式価値の希薄化が生じるものの、中長期的な観点からは株主の利益の維持及び向上に繋がるため、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)
岡田 光信	東京都港区	24,840,300	18.34	24,840,300	16.35
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	3,671,400	2.71	14,340,611	9.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	4,889,000	3.61	4,889,000	3.22
株式会社グーニーズ	東京都港区麻布台一丁目3番1号	3,827,933	2.83	3,827,933	2.52
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	31, Z.A. BOURMICH, L-8070, BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	3,800,000	2.80	3,800,000	2.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	3,723,600	2.75	3,723,600	2.45
ASエースタート1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田三丁目5番27号	2,950,200	2.18	2,950,200	1.94
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	2,649,700	1.96	2,649,700	1.74
スペース・エースタート1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田三丁目5番27号	2,597,000	1.92	2,597,000	1.71
日本グロースキャピタル投資法人	東京都浜松町二丁目3番8号	2,523,700	1.86	2,523,700	1.66
計		55,472,833	40.95	66,142,044	43.54

- (注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年10月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2025年10月31日現在の株主名簿を基準として、本第三者割当により増加する見込みの株式数(2,523,473株)及び議決権数(25,233個)、並びに2026年5月18日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,892円を当初転換価額として計算した本新株予約権付社債及び2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数(13,900,633株)及び議決権数(139,006個)を加えて算出したものです。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
4. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)
岡田 光信	東京都港区	24,840,300	18.34	24,840,300	16.57
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	3,671,400	2.71	13,077,846	8.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	4,889,000	3.61	4,889,000	3.26
株式会社グーニーズ	東京都港区麻布台一丁目3番1号	3,827,933	2.83	3,827,933	2.55
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	31, Z.A. BOURMICH, L-8070, BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	3,800,000	2.80	3,800,000	2.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	3,723,600	2.75	3,723,600	2.48
ASエースタート1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田三丁目5番27号	2,950,200	2.18	2,950,200	1.97
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	2,649,700	1.96	2,649,700	1.77
スペース・エースタート1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田三丁目5番27号	2,597,000	1.92	2,597,000	1.73
日本グロースキャピタル投資法人	東京都浜松町二丁目3番8号	2,523,700	1.86	2,523,700	1.68
計		55,472,833	40.95	64,879,279	43.29

- (注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年10月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2025年10月31日現在の株主名簿を基準として、本第三者割当により増加する株式数(2,486,800株)及び議決権数(24,868個)、並びに本新株予約権付社債及び2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債が当初転換価額(2,208円)で全て転換された場合に交付される株式数(11,911,231株)及び議決権数(119,111個)を加えて算出したものです。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
4. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第7期(自2024年5月1日 至2025年4月30日)2025年7月29日関東財務局長に提出。

2 【半期報告書】

事業年度第8期中(自2025年5月1日 至2025年10月31日)2025年12月12日関東財務局長に提出。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年5月19日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (1)金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月31日に関東財務局長に提出。
- (2)金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を2026年5月19日に関東財務局長に提出。
- (3)金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2026年5月19日に関東財務局長に提出。

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第7期(自2024年5月1日 至2025年4月30日)2025年7月29日関東財務局長に提出。

2 【半期報告書】

事業年度第8期中(自2025年5月1日 至2025年10月31日)2025年12月12日関東財務局長に提出。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年5月19日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (1)金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月31日に関東財務局長に提出。
- (2)金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を2026年5月19日に関東財務局長に提出。
- (3)金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2026年5月19日に関東財務局長に提出。

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3(3)の臨時報告書の訂正報告書)を2026年5月21日に関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2026年5月19日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年5月19日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年5月21日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年5月21日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。